

委任状

豊島区長

記入日： 年 月 日

【本人（委任者）】 ※署名欄に自署する場合、④の場合を除いて押印の必要はありません。

署名： _____ 印

住所： _____

生年月日： 年 月 日 連絡先： _____

※記載内容に不備や疑義がある場合は、ご連絡することがあります。

【代理人（来庁者）】

氏名： _____

住所： _____

生年月日： 年 月 日

私は上記代理人に、下記の事項を委任します。

【委任内容】 委任内容に必ずチェックをしてください（複数可）

対象者が本人（委任者）以外にいる場合はご記入ください。

氏名： _____ 生年月日： 年 月 日

氏名： _____ 生年月日： 年 月 日

国民健康保険資格異動に関すること

適用開始届（加入届） 適用終了届（喪失届） 世帯変更（世帯合併・世帯分離・世帯主変更）

資格異動に伴う保険証の発行及び受領（即日交付希望の場合）

資格異動に伴う保険料決定・変更通知書及び保険料納付書の発行及び受領（即日交付希望の場合）

保険証・高齢受給者証の発行（再発行）及び受領に関すること

※氏名や住所の変更、有効期限の更新、紛失による再発行が対象

国民健康保険各種書類発行手続きに関すること

被保険者適用開始・適用終了証明書（加入期間を証明する書類） _____ 通（1通400円）

保険料決定・変更通知書 _____ 年度 _____ 年中の納付済額確認書類（確定申告や年末調整用）

国民健康保険納付証明書 _____ 年度 ~ _____ 年度 _____ 通（1通300円）

国民健康保険料還付手続きに関すること ※還付手続きには上記署名欄の押印が必須です。

過誤納金還付に係る書類の発行・再発行 還付金の受取

納付相談に関すること

国保料納付相談・納付計画 国保料納付に関する書類等の交付 国保料代理納付

その他（ _____ ）

●本人（委任者）が太枠線内を全て自筆してください。（代理人が記入する項目はありません）

●代理人の本人確認ができない場合は、お受けできません。

●記入の際は、鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンでの記入はお控えください。

●後日、本人（委任者）に、委任の事実や内容について書面にて確認する場合があります。

記入方法

委任状

豊島区長

記入日： 年 月 日

本委任状を、記入した日付を記入する。

【本人（委任者）】

署名： _____ 印
住所： _____
生年月日： 年 月 日 連絡先： _____

本人（委任者）の、住所・氏名・生年月日・連絡先を記入し、押印する。

※署名欄に自署する場合、押印の必要はありません。

※記載内容に不備や疑義がある場合は、ご連絡することがあります。

【代理人（来庁者）】

住所： _____
氏名： _____
生年月日： 年 月 日

代理人（受任者）の、住所・氏名・生年月日を記入する。

私は上記代理人に、下記の事項を委任します。

【委任内容】 委任内容に必ずチェックをしてください（複数可）

対象者が本人（委任者）以外にいる場合はご記入ください。

氏名： _____ 生年月日： 年 月 日
氏名： _____ 生年月日： 年 月 日

本人（委任者）の他に、手続きをしたい人がいる場合、氏名・生年月日を記入する。

国民健康保険資格異動に関すること

- 適用開始届（加入届） 適用終了届（喪失届） 世帯変更（世帯合併・世帯分離・世帯主変更）
- 資格異動に伴う保険証の発行及び受領（即日交付希望の場合）
- 資格異動に伴う保険料決定・変更通知書及び保険料納付書の発行及び受領（即日交付希望の場合）

委任したい項目に、を記入する。
または、その他欄に記入する。

保険証・高齢受給者証の発行（再発行）及び受領に関すること

※氏名や住所の変更、有効期限の更新、紛失による再発行が対象

国民健康保険各種書類発行手続きに関すること

- 被保険者適用開始・適用終了証明書（加入期間を証明する書類） _____ 通（1通400円）
- 保険料決定・変更通知書 _____ 年度 _____ 年中の納付済額確認書類（確定申告や年末調整用）
- 国民健康保険納付証明書 _____ 年度 ~ _____ 年度 _____ 通（1通300円）

国民健康保険料還付手続きに関すること ※還付手続きには上記署名欄の押印が必須です。

- 過誤納金還付に係る書類の発行・再発行 還付金の受取

納付相談に関すること

- 国保料納付相談・納付計画 国保料納付に関する書類等の交付 国保料代理納付

その他（ _____ ）

※還付手続きに関する委任の場合は、本人署名欄の押印が必須となります。

- 本人（委任者）が太枠線内を全て自筆してください。（代理人が記入する項目はありません）
- 代理人の本人確認ができない場合は、お受けできません。
- 記入の際は、鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンでの記入はお控えください。
- 後日、本人（委任者）に、委任の事実や内容について書面にて確認する場合があります。